

平成三十年三月二十三日受領
答弁第一五三三号

内閣衆質一九六第一五三三号

平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員長妻昭君提出森友学園関連の決裁文書改ざんに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出森友学園関連の決裁文書改ざんに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「共有」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の安倍内閣総理大臣の発言は、平成二十九年二月十七日の衆議院予算委員会においてなされたものであり、当時、財務省においても承知することとなった。

お尋ねの決裁文書の書換えが行われた目的、経緯等については、現在、調査が行われているところである。なお、平成三十年三月十九日の参議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣は「これまでも申し上げてきたとおり、私や妻がこの国有地払下げや学校の認可に、もちろん事務所も含め、一切関わっていないということは明確にさせていただきたい」と答弁している。